

令和5年度第3回伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会 会議録

〔日 時〕 令和5年10月19日（木） 午後1時30分～午後3時

〔場 所〕 いせトピア 1階 会議室1

〔出席委員〕 岩崎 恭典 氏（四日市大学）
池山 敦 氏（皇學館大学）
伊藤 由美子 氏（伊勢商工会議所）
浦田 宗昭 氏（いせ市民活動センター）

○事務局

浦井 由紀恵（環境生活部 参事）
小林 進（市民交流課 課長）
太田 徹（市民交流課 係長）
吉川 彩（市民交流課 職員）

1. あいさつ

池山委員長よりあいさつ。また、委員の馬瀬 清美 氏（伊勢市社会福祉協議会）が欠席である旨を報告。

2. 第3回ふるさと未来づくり意見交換会 事前アンケート結果について

事務局より、ふるさと未来づくり意見交換会事前アンケートの結果について報告した。まちづくり協議会23団体中21団体から回答があった。

「問. 事務運営費（年180万円交付）の交付金の過不足について」という設問では、「増額してほしい」15団体、「現行の金額でよい」5団体、「無回答」1団体であった。理由としては、物価上昇で厳しくなっているなどの意見があった。

「問. 活動事業費（臨時特例分）について、令和7年3月末に終了する臨時特例分に代わる新制度の必要性について」という設問では、「必要あり」16団体、「必要なし」5団体であった。理由としては、新たな事業を開始するにあたり、初年度の立上げ費用に対しての資金が必要という意見があった。

「問. まちづくり協議会へ追加の交付金を交付する集落支援員制度の活用を希望する意向があるか」という設問では、「意向がある」12団体、「意向がない」5団体、「無回答」4団体であった。理由としては、制度について詳細を知りたいという意見があった。

委 員 事務運営費は現行のままでよいが、活動事業費（臨時特例分）は残してほしいという団体があるということか。

事務局 そのとおり。

委員 活動が多いところは、資金が必要になってくる。

委員 事務運営費は単年度で全て使用しなければならないか。

事務局 残額が発生する場合は、市へ返還することとなっている。残額が1万円未満の場合のみ繰越することができる。また、事務運営費は活動事業費へ流用することができるが、活動事業費を事務運営費へ流用することは認めていない。

委員 活動事業費は繰越できるのか。

事務局 活動事業費は基金として積み立て可能。

委員 活動事業費（臨時特例分）はどうか。

事務局 活動事業費（臨時特例分）は単年度で精算し、残額は市へ返還する。

委員 現在の基金はどのような状況か。

事務局 23団体のうち、16団体が基金を保有しており、まとまった資金が必要な時に使用している。

委員 沼木のお助け隊はどのような活動をしているのか。

事務局 主に高齢者や一人暮らしの方が生活上の様々な課題を抱えている際に、まちづくり協議会が訪問して、必要な支援を行う。例えば、草刈、電球の交換、ゴミ出しなど。令和4年度末に立ち上げ、令和5年度に活動事業費（臨時特例分）を申請し、交付金を受けた。

委員 これはサービス事業で、対価を発生させているか。

事務局 有償ボランティアという位置付けであり、30分300円で運営されている。

委員 事務運営費について、厳しくなっている現状である。事務運営費の金額は一律であるが、階段はつけられないか。

事務局 階段をつけるまでの差はないと考えている。

委員 前回の議論で、時間外勤務や労働条件を適正化する必要があるという意見が出たが、その点はどうか。

事務局 持続可能なまちづくり協議会を考えたときに、労働条件を明確化する必要があると考えている。労働条件を整理したほうが理解者が集まりやすい。事務局長は事務所を開所しているため給与を支払っているが、会議に毎回出席してもらっている役員にも手当を支払いたいという意見も出ており、今後の活動を継続していくためにも考えていかなければならない。

委員 60代から70代の労働率も上昇している。企業で働いていたらより稼ぐことができるということもある。

事務局 企業へ勤める方が稼ぐことはできるが、地域に貢献してもらう中で少しでも手当を見直すことができればと考えている。

委員 先ほどの沼木お助け隊は30分300円であり、最低賃金を下回る。有償ボランティアという位置付けであるが、企業と比較すると人材が集まらないため、地域活動を行う人材は減少していく。地域活動の利点は、通勤時間が少なく、最低賃金は上回るが、何よりも自分が必要とされているという自己肯定感を得ることができる点である。

事務局 沼木お助け隊も、人を助けたい、お手伝いしたいという方が関わってくれている。継続していくと、この対価の問題で意見が出ることもあると思われる。しかしながら、市としては、地域の方々で話し合って300円で始めようとした気持ちを尊重したい。

委員 物価の高騰や最低賃金の上昇については、不足分を補填する必要がある。しかしながら、補

填する原資が全て市の税金でよいのかという議論がある。全て市の税金で充ててしまうと、そこから動かなくなってしまう。難しいことではあるが、自主財源を模索し続けるという芽は摘んではならない。市としては、税金で補填できるのであればしてあげたい、活発に活動してほしいという思いがあるが、財源には限りがあるということと、地域活動がよりよい方向に向かうように政策的に誘導していくということを考えると、どこまでを市の税金で補填するかというところは大事な論点である。

委 員 安定的な自主財源の確保は、施設管理などの固定的なものでないと難しい。

委 員 市として、この先も不足分を税金で埋め続けることができるかと問われたら疑問が残る。住民と一緒に考える部分を残すことが重要である。

委 員 この議論において、集落支援員制度を活用すれば、交付金を上乗せできるということか。

委 員 集落支援員制度を活用することにより、資金の運用ができる。

委 員 特別交付税措置の流れは、集落支援員の人件費及び活動費として交付され、人件費は集落支援員に直接支払われるのか。

事務局 特別交付税は、国から市へ交付される。

委 員 市が受け取り、まちづくり協議会へ交付するということであれば、使い勝手がよい制度である。

委 員 自治体が集落支援員を会計年度任用職員として雇用するとあるが、その必要があるか。

事務局 市が集落支援員を委嘱することもできる。会計年度任用職員として雇用するケースもある。今後三重県へ確認する予定である。特別交付税措置も税金ではあるが、正しく活用していきたい。

委 員 よい制度であるため、制度がいつまで続くかというところである。

委 員 先ほどの議論からいくと、集落支援員制度を活用していきたいと市が考えているから、協力してくれる団体には交付金を上乗せする。社会情勢による不足分を全て市の税金で補填するということではなく、やるべきことを行ってくれる団体に交付するということであるため、個人的にはよいと思う。

委 員 集落支援員制度は、特別交付税措置がある間は活用したほうがよい。ただし、集落支援員がすべきこと、集落点検や計画の策定を行っていくなど役割はきちんと担ってもらう。市内で集落支援員制度が対象外の地区はどうするのか。

事務局 対象外地区は交付金を上乗せしないということにはならない。

委 員 対象外地区は何地区あるのか。

事務局 全域が人口集中地区の場合は対象外となるため、市内では1地区が対象外である。

3. 今後のまちづくり協議会のあり方について

事務局より今後のまちづくり協議会のあり方として、「持続的な運営」、「計画的な事業実施・整理」、「事業所・団体との連携促進」、「自主自立性の促進・財源の確保」の4つを提案した。

委 員 計画的な事業実施・整理について、例えば、地区まちづくり計画を見直したい場合に、専門的な人材派遣などの支援が必要ではないか。専門的なアドバイスができる人材を会計年度任

用職員で雇用するか、外部委託するかはわからないが、そのような支援があるとよい。

委 員 専門家がアシストをすれば、いろいろな計画書を作成することはできる。しかしながら、それが本当に住民の考える計画になっているかどうかは疑問が残る。私達はこれだけはやっていきたいということだけ地区まちづくり計画に組み込まれていけばよいのではないかと。そこに合意形成ができていけばよい。その程度ファシリテーションであれば、地区担当職員に担ってもらえばよい。

委 員 事業所・団体との連携促進について、進めていかなければならないが、どのように進めていくか悩ましいところである。地域から事業所やNPOと協力してやっていこうというのは少ない。両者を上手く繋げていくことができればよい。

委 員 市はどのような事業所・団体との連携促進を考えているのか。

事務局 事業所・団体の得意分野、例えば福祉分野であれば、福祉の専門的な知見をまちづくり協議会に提供してもらうなどを考えている。いせ市民活動センターから、今後まちづくり協議会に対して情報提供を行ってもらうことになっている。NPOの取り組み姿勢などを説明してもらえれば、地域に活かしていけることの発見に繋がる。

委 員 NPOがやりたいことに地域が手助けできることがあるかもしれない。それを繋げていく場がどこにあるのかというときに、活動事業費（臨時特例分）の報告会にNPOにも参加してもらい、NPOの活動も報告できるイベントにすれば、情報が行き交う場になる。活動事業費（臨時特例分）を継続するのであれば、是非報告会は開催してほしい。

■次回会議 令和5年11月27日（月）午前10時～午前11時30分

伊勢市役所 東館4階 4－3会議室